

外国人技能実習生向け「日本語教室」 実施企業の募集について

高知県内では外国人技能実習制度に基づき、多くの外国人技能実習生が地域社会で暮らしながら、様々な技能を修得しています。

そこで、県内における外国人技能実習生の日本語能力向上を図ることを目的として、中央会が技能実習生受入企業と日本語支援を行っている団体をマッチングさせ、技能実習生を対象とした日本語教室を開催していきます。技能実習生が日本語を学ぶ事で、実習を効率的かつ安全に行う事ができ、高知での実習生活をより豊かなものにし、受講後においても自発的に継続実践していけるようになることが狙いです。

入国1年以内の技能実習生に、日本語能力を向上してもらいたい実習実施者（受入企業）は、奮ってご応募ください！

1. 実施概要

- ①対象： 1号技能実習生（実施時点で入国1年以内である者）
- ②実施方法： 事業所等へ日本語講師を派遣
- ③実施時間： 毎週1回（2時間）・全10回（約2カ月半）
- ④実施場所： 事業所会議室、公民館など（本会、受入企業、日本語講師と協議し決定）
- ⑤実施期間： 令和元年8月1日（木）～令和2年2月28日（金）

2. 応募要件

A. 企業要件

講習を受ける事業者は以下の点にご留意、ご協力下さい。

例：全日程出席への配慮／講習場所の提供／講習後の成果報告／宿題への協力
研修生に対する社内でのやさしい日本語による声かけ 等

B. 実習生要件

- ①法令で定められた入国前・入国後の日本語教育を受けていること
（平仮名や片仮名の読み書きが出来ることを想定しています。）
- ②毎回、参加すること

3. 費用

無 料 ※小規模事業者以外は、講師謝金の一部(1回/5,000円)を事業所にご負担頂きます。
(小規模事業者＝製造業その他/従業員20人以下、商業・サービス業/従業員5人以下)

4. 応募締め切り

一次締め切り 令和元年6月28日（金） ※8/1以降は随時募集・予算がなくなり次第終了

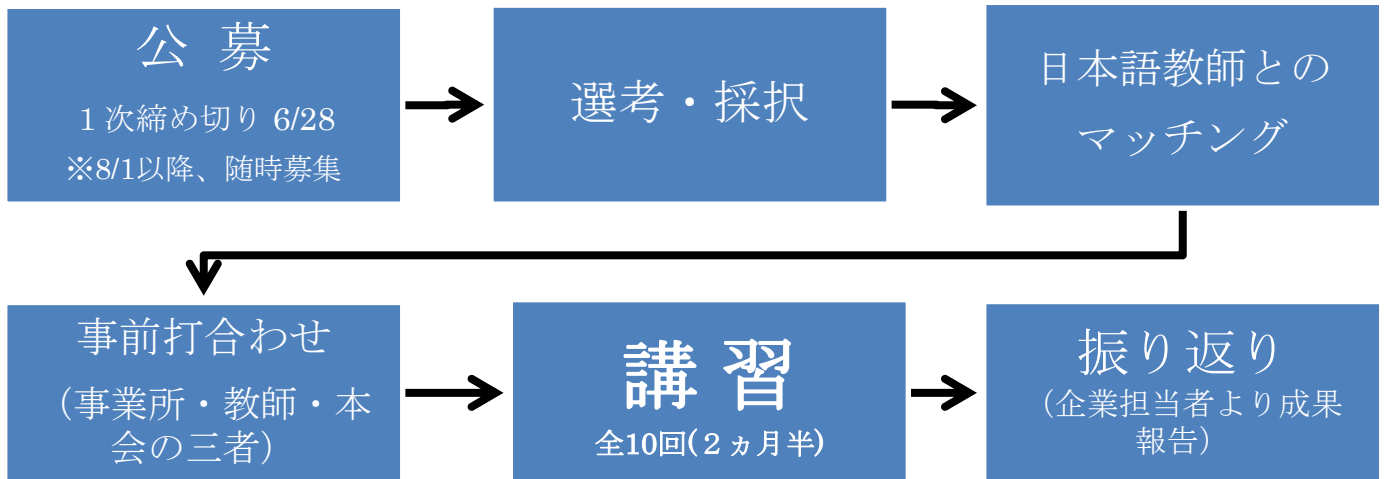
5. 応募手続き・お問い合わせ先

裏面の申込用紙を参照し郵送又はFAXにてご応募ください。

6. 留意点

- ①参加人数によっては、他企業の実習生との合同実施や公民館等での集合研修方式での実施となります。
- ②指導する日本語は…
 - 会話力重視・社会とつながる日本語を指導
 - 技能検定や日本語検定の合格を目的とせず

日本語教室 実施のおおまかな流れ



※講習成果を発表する場の設定も計画しています。

----- <高知県中央会 FAX 088-845-2434> -----

FAX又はメールにてご応募下さい。

応募用紙【一次締め切り6/28(金)】

貴事業所名	
住所	〒
従業員数	全従業員数 人 (内訳・日本人 人・技能実習生 人)
電話番号	
担当者氏名	
担当者メールアドレス	
所属組合名	
参加者氏名① (フリガナ)	
参加者氏名② (フリガナ)	
参加者氏名③ (フリガナ)	
参加者氏名④ (フリガナ)	

※4名以上でお申込の場合は、本用紙をコピーしてご使用下さい。

<お申込み・お問い合わせ先>高知県中小企業団体中央会 (担当: 古木 高瀬)

TEL: 088-845-8870 E-mail: takase@kbiz.or.jp